



柿崎かわらばん

第95号

2023.5発行

編集発行：NPO法人 柿崎まちづくり振興会 電話:025-536-2140 FAX:025-536-2558
柿崎区総合事務所1階 mail:sukidesu-kakizaki@brown.plala.or.jp



柿崎まちづくり振興会ホームページができました！ <https://kakizaki-machidukuri.jp/> 2次元コードはこちら→

新年度を迎えて

理事長 小池 猛紀

コロナ禍のなかで、私たちの生活は大きな影響を受けるとともに、いろいろな変化がもたらされました。ここに来て感染状況が落ち着き始めたことに伴い、行動規制なども緩和されつつあります。

当振興会も、多くの計画や事業の中止、縮小を余儀なくされてしまいましたが、ようやくコロナ禍前に近い状態で事業計画を進められると期待しています。しかしながら、毎年大勢の会員の皆さんから参加していただいている、文化・芸能・スポーツ等のイベントは、休止状態が三年以上に及んだことで受けたダメージは大きく、高齢化や人口減少も相まって簡単ではないと感じております。積極的に皆さんのご意見をお聞きすると共に、会員の皆様の自発的なサークルづくりやイベントの企画等に対する支援も考えていきたいと思っております。ともあれまずは事業内容をコロナ前のレベルに戻し、そのうえで新たな方向を模索したいという思いです。

今年度は当振興会が運行主体となり、交通空白地にコミュニティバスを運行するという大きな仕事があります。一昨年柿崎区地域協議会から要請を受け、住民アンケート調査の結果等を踏まえた計画です。幾多の困難も予想されますが運行に漕ぎつけ、高齢者を中心とする交通弱者の足として活用されるバス運行を目指します。運行開始目標は今年十月です。昨年当振興会も、NPO法人として認可され一年が経過しました。表立つての変化はあまり見えないと思いますが、法人名義での財産の所有、財務会計処理方式等が大きく変わっております。また会の運営資金の確保に向けて収益事業にも取り組むことも認められておりますので、近い将来の課題と捉え検討に入りたいと思っております。今年も会員の皆様のご支援ご協力をお願い申し上げます。

春らんまん♪坂田池観桜会

4月9日(日)、4年ぶりに開催された坂田池観桜会のフェスティバルは、大勢の人達で賑わいました。屋台も出店多数で、ステージイベントも大盛り上がりでした。



◎みなとさかなまつり大盛況!



5月4日(祝・木)柿崎漁港にて、4年ぶりに「2023柿崎みなとさかなまつり」が開催されました。爽やかな風が吹く気持ちの良い快晴の中、県内外から延べ

3100人の来場者がありました。

漁船の体験乗船の受付には、早朝7時から行列がで始め、終了予定時刻の12時まで行列が絶えないほどの盛況ぶり、親子連れを中心に、約240名が乗船体験をしました。

10時からのオープニングセレモニーには、柿崎区総合事務所の新部長をはじめ、柿崎区在住の楡井県会議員、武藤市会議員、そして高鳥国会議員の皆様が来賓として出席くださいました。

また、柿崎鼓友会の皆さんによる威勢のいい太鼓演奏、WPエンターテイメントダンススクールの皆さんによる圧巻のダンスパフォーマンスに、会場からは大きな拍手が寄せられていました。

フードブースでは、各出店団体の売り上げも好調で、柿崎(ふるさと)いちもく会



柿崎商工会女性部では終了時間を待たずに売り切れ御免、新潟県立海洋高等学校のコーナーでは、新巻紅鮭のパックが好評につき売り切れとなっていました。わいわいしゃべろう会の生ビール、笹団子も人気でした。



そして、「みなとさかなまつり」といえば、鮮魚の販売です。販売開始の1時間前からテント周辺に人が集まり、販売が開始されると一気に会場が活気づきました。

この「柿崎みなとさかなまつり」を、たくさんの人たちが楽しみにしていてくださり、大変嬉しく思います。様々な反省点は今後に活かし、安全で楽しいイベントにしていきたいと思います。

◎「COLONジュエリー工房」さんをご紹介します

2013年春、柿崎区川井にオープンした「COLONジュエリー工房」さん。代表の朝川雅子さんは、かねてから絵画やデザインに興味を持っていたそうで、高校卒業後は田崎真珠株に入社され、当初は真珠の選別やセッティングなどを担当し、その後は現場にて各種製作業務を行う事により基礎知識を習得しました。

デザインの勉強をしながら約8年間の勤務の後、独立・営業を経て、JICAシニア海外ボランティアとして、スリランカ、インドネシアに10年間関わり、帰国後に、現在の工房設立に至りました。

顧客はインターネットの情報発信により県内外から訪ねて来られるそうです。こちらの工房では、朝川さん製作の銀アクセサリーの購入や、カップルでのオリジナルペア指輪等を手づくり体験もできます。皆さんもぜひ訪れてみてはいかがでしょうか。



「COLONジュエリー工房」

住所: 柿崎区川井1264-1
TEL: 080-2386-5116



←ホームページ

◆お引き上げ商工まつりを開催します

今年のお引き上げ商工まつりは、「王様戦隊キングオージャー」ショーやバルーンパフォーマンスショーなどのステージイベントのほか、4年ぶりに大民謡流しと仮装コンテストを実施します。詳しくは柿崎観光協会のウェブサイトまたは6月中旬の新聞折込のチラシをご覧ください。

開催期間…令和5年6月20日(火)～22日(木)
会 場…浄福寺・浄善寺及び周辺道路

◆ボッチャで楽しみませんか!!

パラリンピックの正式種目であるボッチャは、老若男女、体力、運動神経に関係なく、誰もが楽しめるスポーツです。当振興会では、かきぎドームと連携しボッチャ用具の無料貸し出しと、ご要望があれば、ゲームの進め方の講習会も行います。興味のある方はお気軽にお問合せください。

問合せ…かきぎドーム(電話 536-6636)又は
柿崎まちづくり振興会(電話 536-2140)

◆令和5年度のまちづくりカレンダーに関するお詫びと訂正

令和5年度のまちづくりカレンダー8月及び9月のページにおいて、柿崎中央海水浴場の開設期間と掲載写真の提供者氏名に誤りがありました。正しくは以下のとおりです。

◎柿崎中央海水浴場の開設期間

- 【誤】(8月ページ)8月15日～8月20日
- 【正】7月15日～8月20日
- 【誤】(9月ページ)7月15日～9月20日
- 【正】7月15日～8月20日

◎8月の掲載写真提供者氏名(柿崎フォトコンテスト応募作品)

【誤】曾田恵さん

【正】植木元さん

お詫びして訂正いたします。

総合事務所からのお知らせ 6・7月

マイナポイント第2弾の申込みはお済みですか

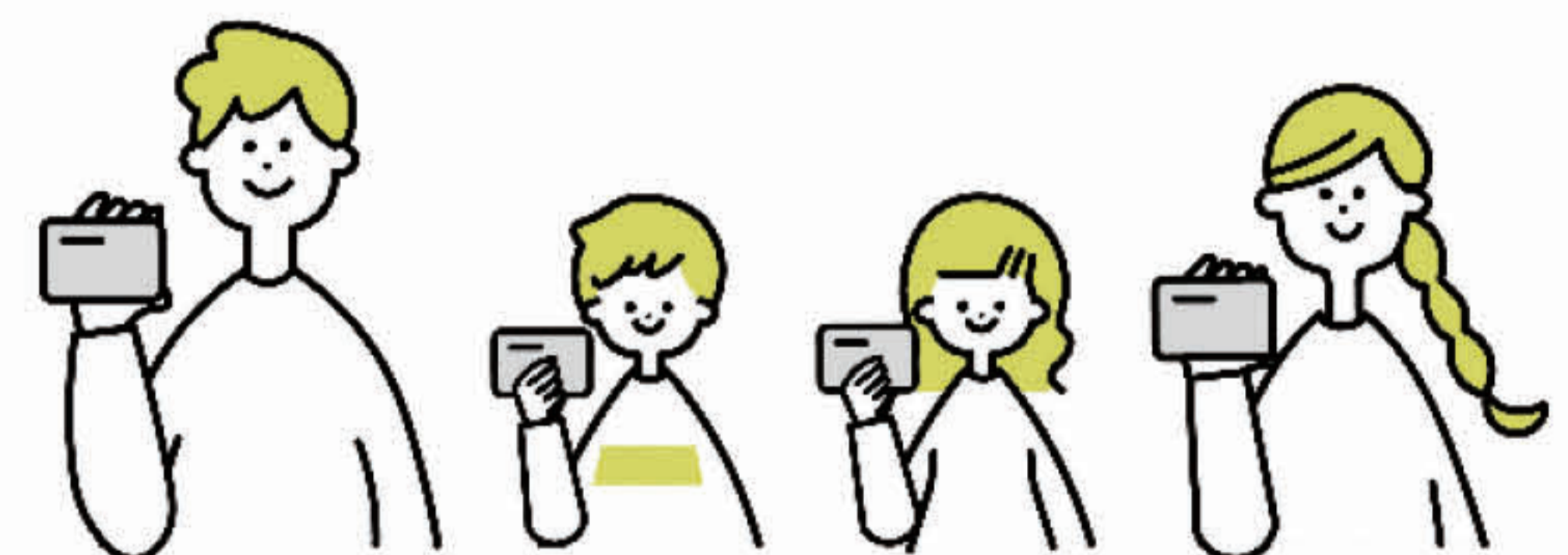
最大2万円分のポイントがもらえる「マイナポイント第2弾」は、令和5年2月末までにマイナンバーカードを申請した人が対象です。

マイナンバーカードを受け取った後、9月末までにポイントの申込みが必要です。お持ちのスマートフォンやパソコンなどから申し込むことができますが、総合事務所では、スマートフォンをお持ちでない等、ご自身で申込みが難しい方を対象に、お手伝いをしています。

柿崎区総合事務所で申込みを希望する場合は、必ずご予約をお願いします。

9月末は混雑が予想されますので、お早目にご相談ください。

【問合せ】市民生活・福祉グループ 市民生活班 ☎536-6703



市政やイベント、災害情報などを発信中!



柿崎区青少年育成会議

～あたたかい家庭づくり運動～

6月のテーマ

お引き上げ家族そろって、屋台めぐりとお寺参り

7月のテーマ

夏休み家族そろって、レクリエーションや宿題の計画作りで話し合い

6月 June イベント・行事 カレンダー 7月 July

1(木)	一の日市 7:30~12:00 住吉町交差点北側
11(日)	一の日市
12(月)	行政相談 ☎総務・地域振興グループ ☎536-6701
15(木)	65歳からの介護予防教室 ☎柿崎まちづくり振興会 ☎536-2140
20(火)	お引上げ商工まつり(6月20日~22日) ☎柿崎観光協会 ☎536-9042
24(土)	オレンジカフェ・介護者家族の集い ☎柿崎まちづくり振興会 ☎536-2140

1(土)	一の日市
8(土)	スマイルボウリング大会 ☎柿崎まちづくり振興会 ☎536-2140
11(火)	一の日市
17(月)	<海の日>
20(木)	65歳からの介護予防教室 ☎柿崎まちづくり振興会 ☎536-2140
21(金)	一の日市
29(土)	オレンジカフェ・介護者家族の集い ☎柿崎まちづくり振興会 ☎536-2140

令和5年度「井嶋奨学金」奨学生の再募集を行います

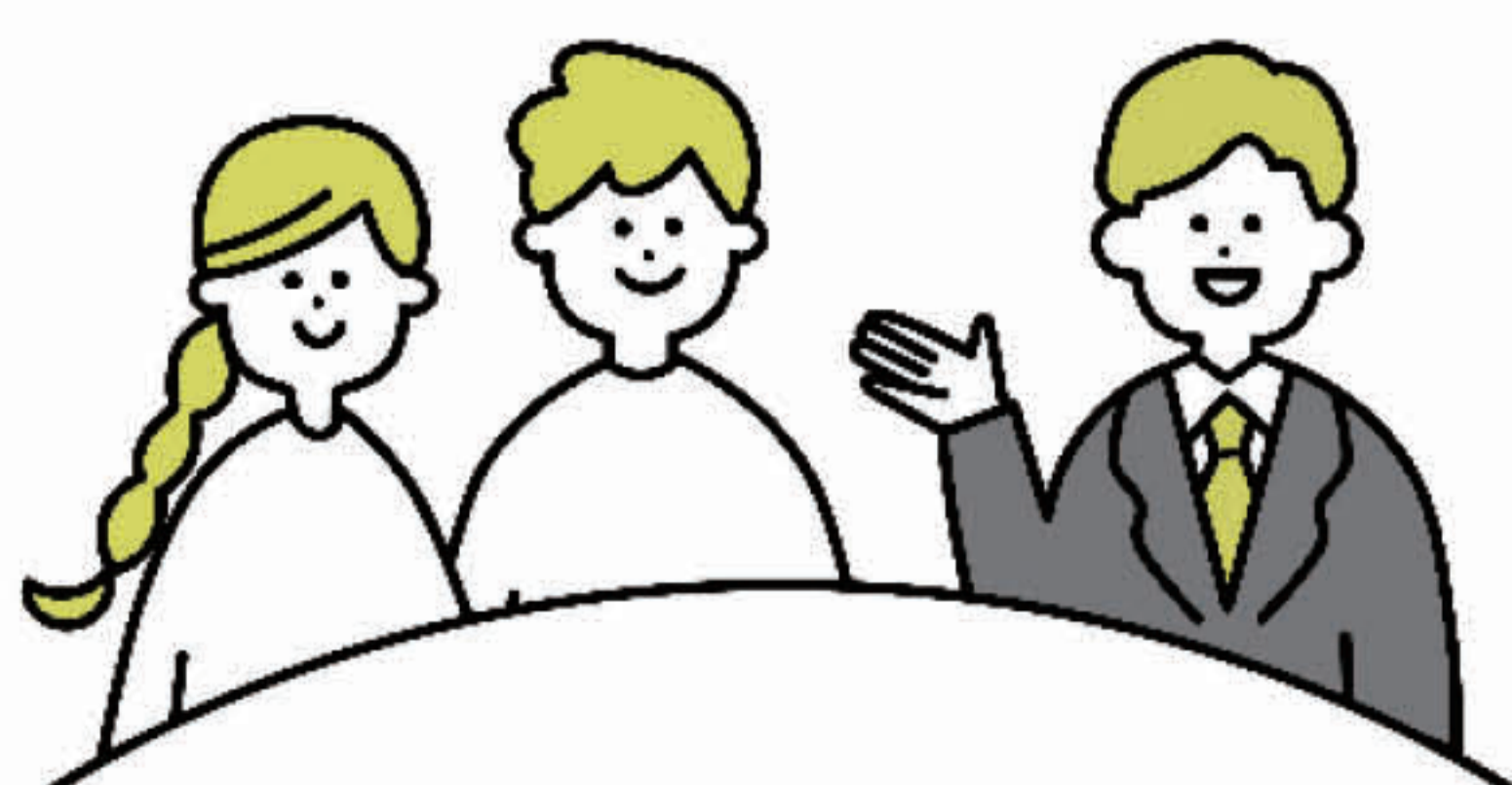
- 対象…柿崎区に居住する方の子どもで、県内の高等学校に在学中の人
- 貸与奨学金額…月額1万円、2万円、3万円のうち、希望する額
- 提出書類…奨学金貸与申請書、世帯全員の所得証明書、対象者の成績証明書
- 申込期限…6月23日(金)

【申込み・問合せ】教育・文化グループ ☎536-6714

行政相談 定例相談所開設について

- 開設日…偶数月第2月曜日
休日の場合は翌週(第3月曜日)
 - 時間…午前9時から午前11時30分
 - 場所…柿崎コミュニティプラザ 市民相談室
 - 相談員…中村 久人さん
- 行政相談委員が、行政に関する苦情や困りごとなどの相談に応じます。
- 相談は無料で、秘密は固く守られます。予約は不要ですので、お気軽にお越しください。
- 【問合せ】総務・地域振興グループ

総務班 ☎536-6701



建物を壊したときは届け出を

住宅や車庫、物置、作業所などの建物を取り壊したときは、「家屋滅失届出書」の提出が必要です。建設リサイクル法登録解体業者へ取り壊しを依頼した場合でも「家屋滅失届出書」は、建物の所有者が提出してください。

届け出がないと、引き続き固定資産税が課税されることになります。

課税内容につきましては、毎年4月中旬に送付いたします「固定資産税納税通知書」をご確認ください。

【問合せ】市民生活・福祉グループ

税務班 ☎536-6702

